

令和5年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月24日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表 .....	1
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 .....	2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
<u>(削除)</u>			<u>NPO法人ミニシティ・プラス</u>	横浜市都筑区中川1-17-22 ガーデンプラザ宮台402号室	平成30年1月1日から令和5年12月31日まで
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ</u>	足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地5	平成31年1月1日から令和5年12月31日まで
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく</u>	横浜市港北区日吉二丁目12番7号	平成31年1月1日から令和5年12月31日まで
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすか</u>	横須賀市根岸町三丁目15番12号長谷川ビル102号	平成31年1月1日から令和5年12月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人DV対策センター	横浜市青葉区鴨志田町807番地5	令和5年1月1日から令和10年12月31日まで	<u>(新規)</u>		
特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ	足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地5	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	<u>(新規)</u>		
特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく	横浜市港北区日吉二丁目12番7号	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	<u>(新規)</u>		
NPO法人ミニシティ・プラス	横浜市都筑区中川1-17-22 ガーデンプラザ宮台402号室	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	<u>(新規)</u>		
特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目15番12号長谷川ビル102号	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	<u>(新規)</u>		

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～4の3（略）	(略)	1～4の3（略）	(略)
<p>4の4 <u>土地改良法（以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</u></p> <p>(1) <u>法第76条の5第1項の規定により、施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）の組織変更を認可すること。</u></p> <p>(2) <u>法第76条の5第3項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、認可した旨を公告すること。</u></p> <p>(3) <u>法第76条の13第1項の規定により、施設管理土地改良区の組織変更を認可すること。</u></p> <p>(4) <u>法第76条の13第3項の規定により、認可した旨を通知すること。</u></p> <p>(5) <u>法第76条の16において読み替えて準用する法第76条の5第3項の規定により、認可した旨を公告すること。</u></p> <p>。</p> <p>(6) <u>省令第50条の2第4号の規定により、基幹的な土地改良施設を指定すること。</u></p>	横浜市	(新規)	
5～16の5（略）	(略)	5～16の5（略）	(略)
<p>16の6 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u></p> <p>(1) <u>法第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促</u></p>	山北町	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>進計画（同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）を認可すること。</u></p> <p>(2) <u>法第18条第7項の規定により、(1)に掲げる事務に関し、農業委員会に通知するとともに、公告すること。</u></p> <p>(3) <u>法第20条の規定により、農地中間管理権に係る賃貸借等の解除を承認すること。</u></p> <p>(4) <u>法第21条第2項の規定により、農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除を承認すること。</u></p>			
17～31の3（略）	(略)	17～31の3（略）	(略)
<p>32 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第59条の2第1項及び第2項_____の規定により、知事に提出する書類（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する書類を除く。</u>）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) <u>法第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	(略)	<p>32 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに<u>第59条の2の5第1項</u>の規定により、知事に提出する書類_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(新規)</p>	(略)
32の2～37（略）	(略)	32の2～37（略）	(略)
38 保健師助産師看護師法（昭	(略)	38 保健師助産師看護師法（昭	(略)

改 正		現 行	
和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第33条の規定により、氏名、住所等の届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律_____第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）を受理すること。		和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第33条の規定により、氏名、住所等の届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 <u>（平成14年法律第151号）</u> 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）を受理すること。	
39～41 (略)	(略)	39～41 (略)	(略)
42 医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務（2以上の市町村の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この項において「病院等」という。）を開設している医療法人（病院等の開設、医療法人の合併等により2以上の市町村の区域において病院等を開設することとなるものを含む。）に係るものを除く。） (1)～(37) (略) <u>(38) 法第69条の2第2項の規定により、医療法人からの報告を受理すること。</u> <u>(39)～(48) (略)</u>	横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市 <u>（左欄(38)に掲げる事務にあつては、横須賀市を除く。）</u>	42 医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務（2以上の市町村の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この項において「病院等」という。）を開設している医療法人（病院等の開設、医療法人の合併等により2以上の市町村の区域において病院等を開設することとなるものを含む。）に係るものを除く。） (1)～(37) (略) (新規) <u>(38)～(47) (略)</u>	横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市 _____ _____ _____
43～160 (略)	(略)	43～160 (略)	(略)